（国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則の一部改正）

第五条　国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七条第一項において同じ。）」に、「指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条及び第七条第一項において同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七条第一項において同じ。）」に、「指定都市等の」を「市町村の」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第七条第一項中「令第五条第三項第一号」を「第百八十四条の二第一項」に、「指定都市等の」を「市町村の」に改める。

（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則の一部改正）

第六条　国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則の一部改正）

第七条　埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「を都道府県の教育委員会」の下に「（当該都道府県が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下この項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この項において同じ。）」を、「）の教育委員会」の下に「（当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。）」を加える。

（史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の一部改正）

第八条　史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「教育委員会の名称」を「教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。」に改める。

（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則等の一部改正）

第九条　次に掲げる省令の規定中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

一　特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）第一条第一項第七号

二　国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）第一条第一項第五号及び第三条第一項第五号

三　重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）第一条第一項第五号

（文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則の一部改正）

第十条　文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第四条中「第二条第二項」を「第三条第二項の規定」に改める。

（文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十一条　文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「教育委員会」を「地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の長。以下同じ。）」に改める。

第二条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第九号中「むな札」を「棟札」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第十一号中「めい文」を「銘文」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第三条及び第五条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

第六条第一項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第七条中「ときは、」の下に「地方公共団体の」を加える。

（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）

第十二条　銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「教育委員会」の下に「（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。）」を加える。